二　法第６条第３項の規定による判定を行う場合及び同条第５項の規定による取消しの判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ　完成検査の際、当該特定原動機をディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びそれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値及び細目告示別添43に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びそれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.03
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.025
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.5	0.19	2.0	0.02

ロ　完成検査の際、当該特定原動機をディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

ハ　細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

三　法第17条第１項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第１項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載されるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ　当該特定原動機をガソリン・液化石油ガス特定原動機７モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をｇで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特定原動機７モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を、それぞれ超えないものであること。

ロ　当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態にある特定原動機の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部をいう。以下同じ。）を60cm程度挿入して測定したものとし、それが困難な特定原動機については、外気の混入を防止する措置を講じた上で測定するものとする。）及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については１％を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。

四　法第17条第１項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第１項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、イ及びロ又はハの条件に適合するものであること。

イ　当該特定原動機をディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添43に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.04
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.033
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03